

# Weekly Report

第683号  
令和5年1月30日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 令和4年分の贈与税の申告は2月1日開始

贈与税の申告は2月1日～3月15日です。令和4年中に個人から現金や不動産、有価証券等の財産の贈与を受けた方で、次のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要です。なお、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる範囲内の財産の贈与は贈与税の対象外です。

### ◆贈与税の申告が必要となる主なケースは

**◎合計110万円超の贈与を受けた場合(暦年課税)**……基礎控除額は、贈与を受けた方ごとに年間110万円です。贈与者の人数などに関わらず贈与を受けた財産の合計額が年間110万円を超える場合は申告が必要です。なお、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与で、受贈者がその年の1月1日において18歳(令和4年3月以前の贈与は20歳)以上である場合は「特例税率」が適用されません。

**◎相続時精算課税を適用する場合**……原則60歳以上の父母・祖父母のなどから18歳(令和4年3月以前の贈与は20歳)以上の子・孫などに対する贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税

を適用する場合は申告が必要です。なお、同制度は贈与者ごとに選択でき、贈与者が亡くなるまで適用されます。

### ◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合

……直系尊属からの住宅取得等資金の贈与について一定限度額(令和4年中は省エネ等住宅1千万円・それ以外500万円)まで贈与税が非課税となる措置を適用する場合は申告が必要です。

### ◎配偶者控除の特例を適用する場合

……婚姻期間が20年以上の配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、最高2千万円まで控除できる特例を受ける場合は申告が必要です。

## 外国人労働者は182万人で過去最高を更新

事業主は外国人労働者の雇入れ・離職時に氏名、在留資格、在留期間などを確認して、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

厚労省が公表した外国人雇用の届出状況(令和4年10月末現在)によると、外国人労働者数は約182万3千人(前年比5.5%増)、雇用事業所数は約29万9千事業所(同4.8%増)となり、ともに過去最高を更新しました。

なお、本年1月から国外居住親族に係る扶養控除が見直され、30歳以上70歳未満の扶養親族は、①留学生、②障害者、③年38万円以上送金、のいずれかに該当しなければ対象外となるので、外国人労働者を雇用している場合は留意しましょう。

## ★★★2月のチェックポイント★★★

※贈与税の申告と納付は2月1日～3月15日。

※所得税の確定申告と納付は2月16日～3月15日。早めの準備が正しい申告と節税の基本です。

※新型コロナに加え、3年ぶりにインフルエンザも全国的に拡大していますので、引き続きマスクの着用など予防対策を行います。

※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。情報漏洩や個人情報の流出などに巻き込まれないよう、適切な情報管理と従業員教育の徹底を行います。